

# アメリカ連邦所得税における子会社株式の 売却を子会社資産の売却とみなす取扱い

鈴木 孝 一

はじめに

企業を買収する場合、売却会社の資産の取得と、売却会社の株式の取得の2つの形態がある。いずれの取得も内国歳入法第368条（Internal Revenue Code Section 368，以下、§ 368のように略記する。）<sup>1</sup>に規定する非課税組織変更該当しなければ、売却会社（以下、Tという。）ないし売却会社の株主（以下、Sという。）に課税される取引となる。

たとえば、第三者が、親会社から子会社の資産または株式を購入する場合、当事者の課税関係は次のようになる。なお、説明を単純化するため、親会社は子会社株式の議決権及び価値の100%を所有しているものとする。

資産取得の場合は、子会社（T）は資産の譲渡について利得・損失を認識する（§ 61(a)(3)，§ 1001）。取得会社（以下、Pという。）は資産の時価を税務基礎価額（basis）とする（§ 1012）。資産の売却後に、Tは資産の売却代金を親会社（S）に完全清算で分配して消滅する。SがTの株式の議決権及び価値の80%以上の株式を所有している場合は（§ 1054(a)(2)），この清算分配についてTとSは課税されない（§ 332(a)，§ 337(a)）<sup>2</sup>。

この課税関係は、清算分配の順序を逆にして、TがSに完全清算により、T資産を分配した後、SがそのT資産をPに売却した場合でも同じ

である。すなわち、TとSは完全清算について課税されず（§332(a), §337(a)）、SはT資産の税務基礎価額を引き継ぐ。Sは分配を受けたTの資産を時価で売却することにより、利得・損失を認識する。PにおけるT資産の税務基礎価額は時価である（§1012）。

株式取得の場合は、SはT株式の譲渡について利得・損失を認識する（§61(a)(3), §1001）。これにより、TはPの子会社になる。Tの資産の税務基礎価額は従来のまま変更はない。さらに、株式取得後にTがPに完全清算し、その資産を分配すると、Tは清算分配に課税されず、分配を受けたPも課税されない（§332(a), §337(a)）。Pが所有するT株式の税務基礎価額（株式の含み益がある）は清算により消滅する<sup>3</sup>。Pの資産の税務基礎価額はTの資産の税務基礎価額を引き継ぐ（§334(b)）。

取引完了後において、T資産の税務基礎価額は資産取得の場合には時価になるが、株式取得の場合には時価ではなく従来のT資産に付されていた税務基礎価額が引き継がれる。そのため、減価償却費の計算を資産の時価に基づいて行うことができる資産取得の方が、株式取得の場合より有利である。

しかし、税務上及び事業上の理由により、取引が資産取得として構築されるのはまれである。そこで、減価償却を取得した資産の時価に基づいて行うために、この株式取得を資産取得として取り扱えないかが問題となる<sup>4</sup>。なぜなら、この株式取得は、PによるT株式の取得に続くTのPへの完全清算という一連の取引を1つの取引とみれば、その経済実態はPによるT資産の取得と同じになるからである。

§338(h)(10)の選択は、この要請に答えるものである。すなわち、PがSから所定のT株式を取得する場合に、§338(h)(10)の選択をすると、その株式取得はT資産の売却とみなされてTに課税される。PによるT株式の取得が税務上無視され、T資産の譲渡があったと擬制されるので、T資産の税務基礎価額は株式の取得価額に関連付けて時価まで引上げられる。

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い  
ただし、この選択はPが法人である場合に限定して認められ、Pが個人で  
ある場合には認められない。そこで、議会は1986年の改正税法で § 336(e)  
を制定し、それに係る内国歳入規則 (Income Tax Regulations) を2013  
年5月に公表して、その適用対象者及び適用対象取引の範囲を拡大した。

本稿は、主としてこの § 336(e) に係る内国歳入規則の取扱いを論述す  
るものであるが、それに先立ち、この取扱いの雛型 (the template)<sup>5</sup>と  
なった § 338(h)(10) の検討から始める。

## I. § 338(h)(10) の選択

### 1. § 338(h)(10) の規定の趣旨

§ 338(h)(10) の選択は、§ 338の選択<sup>6</sup>の特例として規定されたものであ  
る。§ 338は、Pが適格な株式取得 (qualified stock purchase, 以下 QSP  
と略記する。この定義については次の2.(2)に述べる。) をした場合に、選  
択により、Tについて次のような取扱いを認める (§ 338(a))。

- (1) Tは、取得日の終了時に、時価で、単一取引により、Tの資産の全  
部を売却したものとみなす。ここに、取得日とは、PがT株式につい  
てQSPを行った最初の日をいう (§ 338(h)(2))。
- (2) Tは、取得日の翌日に、上記(1)の資産の全部を購入した新Tとして  
扱う。

すなわち、QSPが行われた場合に、税務上でのみ、Tを旧Tと新Tに  
区分し、旧Tから非関連者である第三者にその資産の全部を時価で売却  
し、新Tはその資産を時価で購入したとみなすのである (Income Tax  
Regulations § 1.338-1(a)(1), 以下 § 1.338-1(a)(1) のように略記する。)  
これにより、Tが所有する資産の税務基礎価額を、T株式の購入価額に関  
連付けて時価まで引き上げることができる (§ 338(b)(1),(2))。

しかし、§ 338の選択は、Sの課税関係に影響を及ぼさないので、

QSP で売却または交換した T 株式会社についても S は利得・損失を認識する (§ 1001)<sup>7</sup>。したがって S と T の双方で利得・損失を認識することになり、2 段階課税となる。そのため、§ 338 が選択されるのは、T にかんがりの含み益のある資産がある状況で、みなし売却による利得を相殺できる繰越欠損金か、他に含み損のある資産が存在する場合、ないしは、T の租税属性を一掃したいその他の理由がある場合に限られる<sup>8</sup>。

§ 338(h)(10) は、この § 338 の選択の特例として規定され、P によって QSP が行われた場合、S の株式売却を無視することによって、S に対する課税を回避し、T のみの 1 段階課税で T 資産の税務基礎価額の引上げを認めるものである。

## 2. § 338(h)(10) の選択の要件

### (1) 適用対象となる T

§ 338(h)(10) の選択は、T が次の 1 つに該当する場合に適用がある。

- (i) 取得日に、§ 1.1502-1(h) に規定する売却連結グループ (selling consolidated group) のメンバーである (§ 338(h)(10)(A), (B), § 1.338(h)(10)-1(b)(1),(2))。

連結グループ (consolidated group) とは、課税年度の連結納税申告書を提出する (または、提出することが必要な) 法人をいう (§ 1.1502-1(h))。

- (ii) 取得日に、米国法人 (domestic corporation) によって § 1504(a)(2) に規定する所定の株式を所有されている米国法人であるが、連結納税申告書を提出しない法人である (§ 1.338(h)(10)-1(b)(3))。
- (iii) 取得日の直前において S 法人である (§ 1.338(h)(10)-1(b)(4))。

### (2) 適用対象となる T 株式の購入

§ 338(h)(10) の選択の要件とその課税関係は、§ 1.338-1 から § 1.338-10 の取扱いに付け加えるか、または、適当と認められる場合には置き替えて

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い適用される（§ 1.338(h)(10)-1(a)）。しかし、§ 338(h)(10)の選択の要件の1つであるQSPについては、この付加、置換えがないので、§ 338の定めに従う。

すなわち、QSPとは、§ 1504(a)(2)の要件を満たすT株式が、12か月の取得期間内に、他の法人（P）による購入によって取得される取引または一連の取引をいう（§ 338(d)(3)）。なお、§ 1504(a)(2)の要件とは、株式の議決権総数の80%以上でかつ、価値の80%以上を所有することをいう。ただし、議決権のない株式や配当について制限または優先（limited and preferred）されており、かなりの程度まで法人の成長に参加しない株式等（優先株式 筆者注）は、ここでいう株式の範囲からは除かれる（§ 1504(a)(4)(A), (B)）。

また、購入（purchase）とは次のすべての要件を満たす株式の取得をいう（§ 338(h)(3)）。

- (i) 購入法人（P）におけるT株式の税務基礎価額が、取得される者（S）の当該株式の修正基礎価額（adjusted basis）に一部または全部が関連付けて決定されない。
- (ii) T株式は§ 351, 354, 355, 356の適用される取引（非課税の組織変更 筆者注）の交換で取得されたものでなく、かつ、譲渡者がその取引で実現した利得・損失の全額を認識しない旨国内歳入規則で規定されているその他の取引で取得されたものでない。
- (iii) T株式の所有権（ownership）が、§ 318(a)（§ 318(a)(4)を除く。）（みなし所有 筆者注）により、T株式を購入する者（P）に帰属する（attributed）者からの取得でない。

### (3) 選択

§ 338(h)(10)の選択は、PとSが共同で行わなければならない。その選択は取得日を含む月の翌月から9か月目の15日までに行う（§ 1.338(h)(10)-1(c)(3)）。§ 338(h)(10)の選択は、§ 338の選択と同様、いったん選択

すると、取り消すことができない（§ 1.338-2(d), § 1.338(h)(10)-1(c)(4)）。

### 3. § 338(h)(10) の選択の課税関係

QSP について、P と S が共同で § 338(h)(10) を選択すると、S は T 株式の売却について利得を認識せず、代わりに、T が単一取引で、その資産の全部を売却したものとみなして、当該取引にいついて利得・損失を認識する（§ 338(h)(10)(A)）。

すなわち、株主段階での課税は無視され、法人段階での 1 段階課税となる<sup>9</sup>。

#### (1) T の課税

T は、会社法上は単一の法人であるが、§ 338 が選択されると内国歳入法上は、旧 T (old target) と新 T (new target) の 2 つの別個の法人が存在するとみなされる（§ 338-1(a)(1)）。

(i) 旧 T は取得日の終了時前で、売却連結グループのメンバーである間にその資産のみなし売却を行ったとみなされる（§ 1.338(h)(10)-1(d)(3)(i)）。そのため、T 資産のみなし売却による利得・損失は売却グループの連結納税申告書に含めなければならない（§ 1.338(h)(10)-1(d)(7)）。

この場合の売却価額は時価 (fair market value) であるが、その時価はみなし売却価額総計 (aggregate deemed sale price, 以下、ADSP と略記する。なお、この計算方法については 4.(1) で後述する。) である（§ 1.338(h)(10)-1(d)(3)(i)）。

また、旧 T は取得日の終了時前で、T 資産のみなし売却後に（かつ、売却連結グループのメンバーである間に）、その資産の全部を売却連結グループのメンバーに移転して消滅する。ほとんどの場合、この移転は § 336 ないし § 337 の適用がある完全清算による分配に該当する（§ 1.338(h)(10)-1(d)(4)(i)）。T 資産の移転を受けた売却連結法人グループは、通常は、§ 331 ないし § 332 の完全清算で分配を受けたものとして扱

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い（§ 1.338-4(a), § 1.338(h)(10)-1(d)(5)(i)）。

(ii) TはPによって所有される新Tとなって、取得日の翌日の開始時に修正グロスアップ価額 (adjusted grossed-up basis, 以下、AGUBと略称する。なお、この計算方法については4.(2)で後述する。) で非関連者から資産を購入したものとして扱われる（§ 1.338-5(a), § 1.338(h)(10)-1(d)(2)）。

新Tは、みなし売却に係る租税債務も含めて旧Tの租税債務を負担する（§ 1.338(h)(10)-1(d)(2)）。

## (2) Sの課税

売却連結グループのメンバー、売却関連法人 (selling affiliate), ないしS法人の株主以外のT株主を少数株主 (minority shareholder) という（§ 1.338(h)(10)-1(d)(6)(i)）。§ 338(h)(10) を選択した場合のSの課税を、①Sが少数株主以外の株主である場合と、②Sが少数株主である場合に区分して、以下に示す。

### ① Sが少数株主以外の株主である場合

Sは、T株式を売却したものとしては扱われず、代わりに、みなし資産売却の収入をTから完全清算で受け取ったものとみなされる。そのためSは、このみなし清算で旧Tから資産の譲渡を受けたとみなされるが、原則として§ 332が適用され、利得・損失を認識しない（§ 1.338(h)(10)-1(d)(5)(i)）。

売却連結グループのメンバー（または、売却関連法人ないしS法人の株主）がT株式を保有する場合には、当該株式を取得日の翌日に時価で取得したものとみなされる。保有するT株式の保有期間は、取得日の翌日に開始する（§ 1.338(h)(10)-1(d)(5)(ii)）。

たとえば、SはPに100%所有の子会社Tの株式の80%を、\$ 64,000で売却する場合には、取得日直後に保持している20%の株式の税務基礎価額は\$ 16,000（\$ 64,000/0.8×0.2）になる（§ 1.338(h)(10)-1(e) Ex. 6を参

照)。)

② Sが少数株主である場合

Sは、QSPに含まれるT株式の売却、交換について利得・損失を認識する（§ 1.338(h)(10)-1(d)(6)(ii)）。しかし、SがT株式を保有する限り、課税関係は生じない。この場合には、T株式の税務基礎価額及び保有期間は§ 338(h)(10)の選択により、影響されない（§ 1.338(h)(10)-1(d)(6)(iii)）。

たとえば、Tは、Sによって80%、非関連者であるKによって20%所有されているとする。この20%のT株式はPのQSPで取得されなかったものである。Kが所有するT株式の税務基礎価額は\$5,000である。Sはその株式をPに売却し、T株式について§ 338(h)(10)の選択に同意する。KはT株式を保持するが、その税務基礎価額\$5,000のままである（§ 1.338(h)(10)-1(e) Ex. 7）。

(3) Pの課税

§ 338(h)(10)を選択すると、Pは取得期間外に購入した株式(nonrecently purchased stock) について自動的に利得認識の選択をしたものとみなされる（§ 1.338(h)(10)-1(d)(1)）。利得認識の選択がなされると、Pは取得期間外に購入した株式について利得を認識するが損失は認識せず、当該株式の税務基礎価額は取得期間内に購入した株式（recently purchased stock）の購入価額に関連付けた金額（basis amount, 以下BAという。）となる（§ 1.338-5(d)(3)）。

なお、取得期間外に購入した株式（nonrecently purchased stock）とは、取得日にPが保有するT株式で、12か月の取得期間内に購入されなかったものをいう（§ 338(b)(6)(B)）<sup>10</sup>。

また、取得期間内に購入した株式（recently purchased stock）とは、取得日にPが保有するT株式で、12か月の取得期間内に購入されたものをいう（§ 338(b)(6)(A)）。

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い

#### 4. ADSP と AGUB の計算

ADSP と AGUB の計算については、§ 338 の選択と § 338(h)(10) の選択とで、基本的には異なるところはないので、以下 § 338 の設例によって説明し、§ 338(h)(10) に特有の事項は補足する。

##### (1) 資産のみなし売却に係る旧 T の利得・損失の計算— ADSP の計算

§ 338(h)(10) の選択により、旧 T はその資産を取得日の終了時に ADSP で売却したとみなして、利得・損失を認識する (§ 1.338(h)(10)-1(d)(3)(i))。

この場合の ADSP は § 338 の選択の場合と同様、次のように決定される (§ 1.338-4(b)(1))。

ADSP=(i)P が QSP で購入した T 株式のグロスアップ価額+(ii)旧 T の債務

この算式における 2 つの計算要素のそれぞれの内容は次の通りである。

(i) P が QSP で購入した T 株式のグロスアップ価額 = P が 12 か月の取得期間内に購入した T 株式の金額 / 当該株式の取得割合 - 売却費用 (証券会社の仲介手数料等)

すなわち、P が T 株式の全部を購入しない (しかし、所定の株式所有割合の要件は満たす。) 場合には、すべての T 株式が購入された場合に支払われることになる金額まで増額する。これを「グロスアップ (grossed up)」という<sup>11</sup>。

(ii) 旧 T の債務

旧 T の債務は取得日の翌日現在において測定され、みなし資産売却から生ずる租税債務を含む (§§ 1.338-4(b)(1),(d)(1))。

##### 設例 I (ADSP の計算)<sup>12</sup>

T は現金 \$ 105,000 と非貨幣資産 (税務基礎価額 \$ 150,000, 時価 \$ 450,000) を所有している。P は T 株式を \$ 450,000 で購入し、通常の § 338 の選択をする。この場合、T は \$ 300,000 の利得を認識し、非貨幣資産の税務基礎価額は \$ 450,000 となる。

また、PがT株式の80%を\$360,000で購入し、§338の選択をする場合には、Tは非貨幣資産のみなし売却で\$450,000を受けとったとみなされ、\$300,000の利得を認識する。

税率を35%と仮定すれば、ADSPは、次のように\$555,000である。

\$450,000 (Tの株主の売却額\$360,000/0.8) + \$105,000 (みなし売却に係る租税債務)<sup>13</sup>

(2) 新Tの資産の税務基礎価額の計算—AGUBの計算

§338(h)(10)の選択がなされた場合、新Tの資産の税務基礎価額は、AGUBになる(§1.338(h)(10)-1(d)(2))。

このAGUBの計算を①Pに取得期間外に取得したT株式がない場合と、②Pに取得期間外に取得したT株式がある場合に区分して示す。

①Pに取得期間外に購入したT株式がない場合

§338の選択により、T資産は次の金額の合計額で購入したとみなされる(§338(b)(1),(2))。

AGUB = Pが取得期間内に購入したT株式のグロスアップ価額(grossed-up basis) + Pが取得期間外に購入したT株式の税務基礎価額 + 新Tの債務(§1.338-5(b))

(i) グロスアップ価額

グロスアップ価額は次のように計算される(§338(b)(4))。

グロスアップ価額 = 取得期間内に購入したT株式の税務基礎価額  
$$\times \frac{100\% - \text{取得期間外に購入したT株式の割合}}{\text{取得期間内に購入したT株式の割合}}$$

したがって、取得期間外に購入したT株式がない場合には、上記算式中、AGUBの計算における「Pが取得期間外に購入したT株式の税務基礎価額」及びグロスアップ価額の計算における「取得期間外に購入したT株式の割合」はゼロとなる。

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い

**設例2** (AGUBの計算—その1)<sup>14</sup>

上記の設例1で、Pは、T株式の80%を\$360,000で購入し、Pはこれ以外に所有するT株式(すなわち、取得期間外に購入したT株式)はないものとする。

この場合、Pが所有するT株式の税務基礎価額は、実際には取得していない20%を考慮して引き上げられる。このグロスアップ価額は次のように\$450,000になる(§1.338-5(c))。

$$\begin{aligned} & \text{グロスアップ価額 } \$450,000 = \\ & \$360,000 \text{ (PにおけるT株式の税務基礎価額)} \\ & \times \frac{100\% \text{ (取得期間外に購入したT株式以外のT株式の割合)}}{80\% \text{ (取得期間内に購入したT株式の割合)}} \end{aligned}$$

ゆえに、

$$\text{T資産のAGUB } \$555,000 = \$450,000 \text{ (取得期間内に購入したT株式のPにおけるグロスアップ価額)} + \$105,000 \text{ (Tの債務)}$$

このAGUBの金額は、まず、Tの現金(\$105,000)に配分され、残余の\$450,000がTの非貨幣資産に配分される。

Tの非貨幣資産の新たな税務基礎価額は、PがT株式の80%を購入しようとして100%を購入しようと同額である。どちらの場合も、Tに\$300,000の利得が認識され、\$105,000の税金が発生する。

(ii) 新Tの債務

新Tの債務は、取得日の翌日現在において測定されたTの債務であり、みなし資産売却から生ずる租税債務を含む(§1.338-5(b)(1), §1.338-5(e)(1))。

②取得期間外に購入したT株式がある場合

§338(h)(10)が選択なされると、上述(3.(3))したように、Pは取得期間外に購入した株式について自動的に利得認識の選択(gain recognition election)をしたとみなされる(§1.338(h)(10)-1(d)(1))<sup>15</sup>。

利得認識の選択をすると、Pは取得期間外に購入したT株式を、取得日に、下記のBA (basis amount) で売却したものとみなされ、当該金額がその株式の税務基礎価額になる (§ 1.338-5(d)(3)(i))。当該株式のみなし売却については利得を認識する (§ 338(b)(3), § 1.338(h)(10)-1(d)(1))。

Pが取得期間外に購入したT株式について利得を認識する場合のBA  
= 取得期間内に購入したT株式のグロスアップ価額

$$\times \frac{\text{取得期間外に購入したT株式の割合}}{100\% - \text{取得期間外に購入したT株式の割合}}$$

なお、この算式における「取得期間内に購入したT株式のグロスアップ価額」は上記①(i)で示したように計算する。

**設例3** (AGUBの計算—その2)<sup>16</sup>

PはT株式の80%を取得期間内に\$360,000で購入する。Pは取得日の開始前に取得したT株式を8%保有している(取得日におけるその税務基礎価額\$20,000, 時価\$36,000)。

残り12%の株式は非関連者が引き続き保有している。

PとSが共同で§338(h)(10)の選択をすると、Pは取得期間外に購入したT株式8%について利得選択の認識をしたものとして扱い、その税務基礎価額を次のように\$20,000から\$36,000に引き上げる。なお、計算の簡略化ためTの債務は考慮しないものとする。

〈計算ステップ1〉 § 1.338-5(c)

$$\begin{aligned} & \$414,000 \text{ (取得期間内に購入したT株式のグロスアップ価額)} \\ & = \$360,000 \text{ (取得期間内に購入したT株式の価額)} \\ & \quad \times \frac{92\% \text{ (取得期間外に購入したT株式以外のT株式の割合)}}{80\% \text{ (取得期間内に購入したT株式の割合)}} \end{aligned}$$

〈計算ステップ2〉 § 1.338-5(d)(3)(ii)<sup>17</sup>

$$\begin{aligned} & \$36,000 \text{ (Pが取得期間外に購入したT株式のBA)} \\ & = \$414,000 \text{ (Pが取得期間内に購入したT株式のグロスアップ価額)} \end{aligned}$$

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い

$$\times \frac{8\% \text{ (取得期間外に購入したT株式の割合)}}{92\% \text{ (取得期間外に購入したT株式以外のT株式の割合)}}$$

〈計算ステップ3〉

\$ 450,000 (利得認識後のT資産のグロスアップ価額) = \$ 414,000 (PがQSPで購入したT株式のグロスアップ価額) + \$ 36,000 (Pが取得期間外に購入したT株式のBA)

〈計算ステップ4〉

AGUB \$ 555,000 = \$ 450,000 (利得認識後のT資産のグロスアップ価額) + \$ 105,000 (Tの債務)

以上のように、Pは\$ 16,000の利得を認識することによって、T資産のAGUBを\$ 539,000 (\$ 414,000 + \$ 20,000 + \$ 105,000) から\$ 555,000へと\$ 16,000引き上げる。

なお、利得認識の選択を、取得期間外に購入した株式について行う場合、損失は認識されない (§ 1.338-5(d)(3)(iii))。

### (3) ADSPとAGUBの各資産への配分

旧Tの資産のみなし売却による利得・損失の計算においては、ADSPの各資産に配分する必要がある。なぜなら、その利得が、キャピタルゲインか通常所得のいずれに該当するかは決定は、旧Tが所有する個々の資産ごとに行うからである。また、AGUBが新Tの各償却資産と非償却資産にそれぞれいくらずつ配分されたかによって、その後の償却資産の減価償却費の金額等に相違が生ずることになるのでこの配分は重要である。

これらの配分は§ 1060に定める残額法 (residual method) を用いて行う。残額法では、まず、ADSPないしはAGUBから現金および普通預金等のクラスI資産を控除する (§ 1.338-6(b)(1))。次いでその残額をクラスII資産 (米国政府証券や上場株式など) からクラスVII資産 (営業権及び継続企業価値) まで、それぞれのクラスの資産の時価に達するまでの金額を順次配分する (§ 1.338-6(b)(2))。

## II. 適格な株式処分— § 336(e) の選択

### 1. § 336(e) の規定の趣旨

§ 338(e) は次のように規定する。

「内国歳入規則の定めるところにより、(1)法人が § 1504(a)(2) の要件を満たす他の法人の株式を所有し、かつ、(2)その法人が当該株式の全部<sup>18</sup>を売却、交換、分配 (distribution) する場合には、当該売却、交換、分配を当該他の法人の資産の全部の処分 (disposition) として扱い、当該売却、交換、分配について利得・損失を認識しないことを選択できる。」

この規定に関する内国歳入規則は、「売却会社の所定の株式の購入について認められる § 338(h)(10) の選択と同様、§ 336(e) は同一の経済的利益に対する複数課税 (multiple taxation) の可能性から納税者を救済するために規定されたものである。この複数課税は、法人の資産の税務基礎価額を引き上げることなく、含み益のある株式の移転に課税する場合に生じる。」(Internal Revenue Bulletin 2013-24 June 10, 2013, TD9619 Background 参照。)という認識のもとに定められたものであり、§ 338(h)(10) をモデル<sup>19</sup>としている。

そのため、§ 336(e) の選択は、その適用要件、計算方式および選択の効果に関して、§ 338(h)(10) の選択と類似するが、異なる点もある。§ 336(e) の選択と § 338(h)(10) の選択の主な異同点を挙げると次のようになる<sup>20</sup>。

- ① § 338(h)(10) と同様、§ 336(e) の選択は原則として国内の当事者 (domestic context) に適用される。どちらの規定も、S か T のいずれかが米国法人 (domestic corporation) でない場合には適用されない (§§ 1.336-1(b)(1),(3) 参照。)
- ② § 338(h)(10) は T 株式の取得 (acquisition) に重点を置くが、§ 336(e) は原則として T 株式の処分 (disposition) に重点を置く。

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い

③ § 338(h)(10) が単独の法人購入者であることが要件であるのに対し、§ 336(e) は、適格な株式処分（下記 2. で定義する。）に該当するかどうかを決めるに際してあらゆる取得者（個人、パートナーシップ、法人等）を合算できる点で 338(h)(10) より適用範囲が広い（§ 1.336-1(b)(2) 参照。）。

さらに、§ 336(e) の選択は、連結グループのメンバーである場合には、S と T がそれぞれの税務申告書に選択の書面を添付することが必要であり（§ 1.336-2(h)）、S と P が共同で選択をする § 338(h)(10) の選択とは手続きが異なる。

なお、§ 336(e) と § 338(h)(10) 両方の規定の適用がある場合には、原則として § 338(h)(10) が優先適用される（§ 1.336-1(b)(6)(ii)(A)）。

## 2. § 336(e) の適用要件

§ 336(e) の選択は売手（Seller、以下 S と略す。）が、適格な株式処分（a qualified stock disposition、以下、QSD という。）で他の法人（Target、以下 T と略す。）の株式を処分する場合に認められる（§ 1.336-2(a)）。

S は、QSD をする米国法人である。T 株式の QSD をする連結グループのすべてのメンバーは単一の売手（a single seller）とみなされる。したがって、同一の連結グループのメンバーによる QSD は 1 つの法人によってなされたものとして扱う（§ 1.336-2(g)(2)、§ 1.336-2(k) Ex. 6）。

QSD とは、§ 1504(a)(2) の要件を満たす米国法人の株式（T 株式）が、12 か月の処分期間内に、他方の米国法人（S）によって、売却、交換、分配されるか、ないしはそれらが組み合わせられた取引ないしは一連の取引をいう（§ 1.336-1(b)(6)）。当該株式を取得するか分配を受ける者を買手（Purchaser、以下 P と略す。）という（§ 1.336-1(b)(2)）。したがって、QSD は、1 以上の買手を含む売却、交換、分配の組み合わせから成る<sup>21</sup>。

ここに、§ 1504(a)(2) の要件とは、すでに述べたように、法人の議決権

総数の80%以上でかつ価値の80%以上を所有する株式の所有割合をいう。

また、12か月の処分期間とは、QSDに含まれる株式の売却、交換、分配のあった日を初日とする12か月間をいう（§ 1.336-1(b)(7)）。

ただし、次に掲げる取引ないし株式の処分は、ここにいう処分には含まれない。

- ① Pが所有するT株式の税務基礎価額がSにおけるT株式の税務基礎価額を引き継ぐ取引（§ 1.336-1(b)(5)(i)(A)）。
- ② § 351, § 354, § 355, § 356が適用されて、譲渡者が実現した利得・損失の全額を認識しない取引（非課税の組織変更 筆者注）。ただし、§ 355(d)(2) 及び § 355(e)(2) の適用により利得・損失を認識する取引（3.(2)で後述するように、§ 355の非課税規定が適用される会社分割で、分割法人に課税される取引 筆者注）は除く（§ 1.336-1(b)(5)(i)(B), § 1.336-1(b)(5)(ii)）。
- ③ 関連者間の処分（§ 1.336-1(b)(5)(i)(C)）。

QSDにおける処分の定義から除外されるこれらの取引は、QSPにおける購入の定義から除外される取引の態様と同じである。

### 3. § 336(e) の選択による当事者の課税

(1) 基本型(Basic Model)<sup>22</sup>— §§ 355(d)(2), (e)(2) の処分以外の QSD<sup>23</sup>

基本型の取扱いは、原則として § 338(h)(10) の取扱いと同じである<sup>24</sup>。§§ 355(d)(2), (e)(2) の処分以外の QSD について § 336(e) の選択をした場合には、S は QSD で処分した株式を、売却、交換、分配したとは取り扱われない。すなわち、S の実際の T 株式の処分は無視される。そのため、S は T 株式の売却について利得・損失を認識しない。代わりに、処分日の終了時に、以下の取引が行われたとみなされる（§ 1.336-2(b)(1)(i)(A)）。処分日 (disposition date) とは、T 株式について QSD が行われた最初の日のことである（§ 1.336-1(b)(8)）。

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い

なお、以下の文中、旧T (old target) とは、処分日の終了時以前の期間に対応するTのことであり、新T (new target) とは、その後の期間に対応するTのことである (§ 1.336-1(b)(3))。

①旧Tがその資産の全部をみなし処分価額総計 (aggregate deemed asset disposition price 以下、ADADPと略す。) で、単一取引により、非関連者に売却したとみなされる (以下、みなし資産処分 (deemed asset disposition) という。)

② ADADP は、売却した資産の各々の実現額を決定するために、ADSPと同様の方法 (残額法による。筆者注) で処分日の資産に配分される。

③旧Tは、みなし資産処分について利得、損失を認識する (§§ 1.336-2(b)(1)(i)(B)(1),(2))。

ただし、QSDが分配である場合には、認識した損失について、控除の制限がある。すなわち、みなし資産処分によりTに実現した損失が、実現した利得を超える場合 (すなわち、純損失 (net loss) が発生する場合) には、純損失は控除できない (§ 1.336-2(b)(1)(i)(B)(2)(ii))。

④みなし資産処分後で、処分日の終了時まで (すなわち、旧TがSによって所有されている間に)、旧Tは、みなし資産処分で新Tから受け取ったとみなされるすべての対価を、みなし清算 (deemed liquidation) でSに移転し、消滅する。旧Tのこの移転は、原則として、§§ 331, 332, 336, または337の完全清算 (complete liquidation) による分配とみなされる (§ 1.336-2(b)(1)(iii)(A) 以下、みなし清算 (deemed liquidation) という。)。みなし清算が§ 332の要件を満たす (Sが法人の場合には、原則としてこれに該当する。) 場合には、Sは旧Tの租税属性 (the attribute) を引き継ぐ (§ 381(a))。

⑤処分日の終了時に (ただし、みなし清算前に)、新Tは修正グロスアップ価格 (adjusted grossed-up basis 以下、AGUBと略記する。) ですべての資産を購入したとみなされる。新Tが支払ったとみなされる対価

(AGUB のこと。筆者注) は、購入した資産の各々の税務基礎価額を決定するために § 1.338-6 及び § 1.338-7 による配分法 (残額法による。筆者注) で T の資産に配分される (§ 1.336-2(b)(1)(ii))。

⑥ S が処分日後に T 株式を所有している場合には、その所有株式を処分日の翌日に第三者から時価で購入したものとみなされる。この場合の時価は、12 か月の処分期間内に処分した T 株式のグロスアップ価額に等しい (§ 1.336-2(b)(1)(v))。したがって、この取扱いにより、S が売却せずに保有した T 株式の利得・損失は消滅する<sup>25</sup>。

⑦ 少数株主 (S 及び S の連結グループのメンバー以外の株主) が売却せずに保有する T 株式については利得・損失を認識しない。また、§ 336(e) の選択により、当該 T 株式の税務基礎価額及び保有期間に変更はない (§ 1.336-2(d)(3))。

**設例 4** (基本型における当事者の課税)<sup>26</sup>

S は、T の発行済株式の全部を所有している。T 株式の S における税務基礎価額は \$ 100 である。T は、非償却資産 A (税務基礎価額及び時価はともに \$ 100) と営業権 (税務基礎価額はゼロ) から成る事業を行っている。T には債務がない。法人税率は 30% とする。S は T 株式の全部を、S と関連のない個人 A に \$ 1,000 で譲渡する。S は § 336(e) の選択をする。

個人 A の T 株式の全部の取得は QSP に該当しない。なぜなら、個人 A は、( § 338(h)(10) の 筆者注) 適格な購入者に該当しないからである。しかし、S の譲渡は、処分であり QSD に該当する。§ 336(e) の選択の結果、旧 T は、T が S に所有されている間にその資産の全部を第三者に売却したとみなされ、\$ 900 の利得を認識する。新 T は、T の資産の全部を第三者から購入したとみなされ、当該資産に \$ 1,000 の税務基礎価額を付す。旧 T は、S に清算したとみなされる。この場合、清算は § 332 の要件を満たすので、S は旧 T の租税属性を引き継ぐ。

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い

(2) 自己売却型 (Sale-to-Self Model) — § 355(d)(2) 及び § 355(e)(2) の取引

§ 355(d) 又は (e) が適用されると, § 355 に該当する非課税の会社分割であっても, 法人段階での利得の認識が必要になる (ただし, 分配を受ける株主段階では利得を認識しない。)<sup>27</sup>。

§ 336(e) の選択がなければ, 分配会社 (S) の子会社 (controlled corporation, T) は, S が § 355(d) で認識した利得相当額だけ, その資産の税務基礎価額を引き上げることはできない<sup>28</sup>。同様に, § 336(e) の選択がなければ, § 355(e) により S が認識した利得について, その利得相当額だけ T 資産の税務基礎価額を引き上げることはできない<sup>29</sup>。

QSD が § 355(d) 又は (e) 取引に該当する場合に, 当事者が § 336(e) を選択すると, 処分日の終了時に次のような取引があったとみなされるので, S に課税されることなく T 資産の税務基礎価額を引き上げることができる。

① T は, 単一取引により, 非関連者に ADADP でその資産を売却したとみなされる。ADADP は § 338 に定める残額法で処分日の資産に配分する。T は, 処分日の終了時前で, 旧 T が S に所有されている間に, みなし資産処分について利得, 損失を認識する (§ 1.336-2(b)(2)(i)(A))。ただし, QSD が分配である場合には, 認識した損失について, 控除の制限がある。すなわち, みなし資産処分により T に実現した損失が, 実現した利得を超える場合 (すなわち, 純損失が発生する場合) には, 純損失は控除できない (§ 1.336-2(b)(2)(i)(B)(2)(ii))。

自己売却型においては, § 338(h)(10) ないし基本型の 336(e) の選択と異なり, 旧 T はみなし資産処分後に清算したとはみなされない (§ 1.336-2(b)(2)(i)(A)(1))。代わりに, みなし資産処分直後に, T はその資産の全部を非関連者から AGUB で取得したものとみなされる (§ 1.336-2(b)(2)(ii)(A))。このため, T について新旧の区別はなく, いずれの期間に対応する

Tも旧Tという（§1.336-1(b)(3)）。

②旧Tは、購入した資産の各々の税務基礎価額を決定するため、AGUBを§338の残額法で配分する（§1.336-2(b)(2)(ii)(A)）。

③旧Tによる資産のみなし購入直後に、Sはその株主に実際に分配した旧Tの株式をQSDで分配したとみなされる。この分配についてSは利得、損失を認識しない（§1.336-2(b)(2)(iii)(A)）。

④Sが処分日後にT株式を所有している場合には、その所有株式を、処分日に利得・損失が生じない取引で処分し、かつ、処分日の翌日に第三者から時価で購入したものとみなされる。この場合の時価は、12か月の処分期間内に処分したT株式（この定義は4と5.(1)で後述する。）のグロスアップ価額に等しい（§1.336-2(b)(2)(iv)）。

⑤少数株主（S及びSの連結グループのメンバー以外の株主）が分配せずに保有するT株式については利得・損失を認識しない。§336(e)の選択により、当該T株式の税務基礎価額及び保有期間に変更はない（§1.336-2(d)(3)）。

**設例5**（自己売却型の当事者の課税）<sup>30</sup>

個人Aは、Sの発行済株式の10%を所有する。SはT株式の全部を所有する。T株式のSにおける税務基礎価額は\$100である。Tは、税務基礎価額及び時価が\$100の非償却資産Aと税務基礎価額がゼロの営業権からなる時価総額\$1,000の事業を行っている。Tに債務はない。Sは、個人Aが所有する株式をSが所有するT株式の全部との交換で償還する。その取引は§355のスピリット・オフであるが、§355(d)の適用のある課税取引である。Sは§336(e)を選択する。

Tは、その資産の全部を非関連者に売却したものとみなされ、時価と税務基礎価額との差額に等しいみなし資産売却に係る利得\$900を認識する。次いで、Tは第三者からその資産を購入したものとみなされ、その資産に\$1,000の時価を付す。Tの租税属性（繰越欠損金等。筆者注）は、

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い  
みなし資産売却に係る利得と相殺されて、なお、残存する場合には、その  
まま存続する。Sは、T株式の個人Aに対する分配については、利得・損  
失を認識しない。

#### 4. みなし資産処分に係る旧Tの利得・損失の計算— ADADP の計算

旧Tが認識する利得・損失の金額は、旧Tの資産をADADPで売却し  
たものとして算定する（§ 1.336-3(a)）。ADADPは、次の合計額である。

- (i) 12か月の処分期間内にT株式を売却、交換、分配したことにより  
実現したグロスアップ価額
- (ii) 旧Tの債務（§ 1.336-3(b)(1)）

この算式中、(i)の12か月の処分期間内にT株式を処分したことにより  
実現したグロスアップ価額とは、次の算式で計算した金額である（§ 1.336-  
3(c)(1)）。

$$\{(A+B)/12\text{か月の処分期間内において処分したT株式の割合（処分日における価値による。）} - 12\text{か月の処分期間内において売却、交換による処分が発生した売却費用}$$

(注) A：QSDで処分されたT株式のうち、12か月の処分期間内  
におけるT株式の分配以外の売却及び交換によって実現した  
価額

B：QSDで12か月の処分期間内に分配されたT株式について  
は処分日における当該T株式の時価

#### 設例6 (ADADPの計算)<sup>31</sup>

Pは一種類のT株式100株を所有している。Tは3つの資産を所有して  
おり、資産1は税務基礎価額 (basis) \$200, 時価 (value) \$1,000, 資  
産2は税務基礎価額 \$400, 時価 \$800, 資産3は税務基礎価額 \$1,400,  
時価 \$1,200である。Pは価値 \$265のT株式10株をメアリーに分配し、  
T株式70株をフレッドに \$1,855で売却する。フレッドとメアリーはとも

にPの関連者ではない。したがって、PはT株式のQSDをしたことになる。なぜなら、Pは12か月の期間内に（非関連者に対して当該株式の売却と分配により）当該株式の関連者持分（affiliated interest, 議決権及び価値の80%以上をいう。筆者注）を処分したからである。Pはこの処分について§336(e)の選択をする。

Tの債務はみなし売却に係る税金のみとする。税率は35%である。なお、みなし売却により認識された損失は、みなし売却に係る利得と相殺することができる。また、フレッドに対するT株式70株の売却に係る売却費用は発生しないものとする。

Pに売却費用は発生しないので、ADADPは(i)処分日前12か月内に（recently）処分したT株式について実現したグロスアップ価額と(ii)Tの債務（みなし売却に係る租税債務）の合計である。実現したグロスアップ価額は\$2,650である。それは、12か月の処分期間内に処分したT株式\$2,120（フレッドに対して売却したT株式の売却価額\$1,855+メアリーに分配したT株式の価値\$265）を80%（12か月の期間内に処分したT株式の価値による割合）で割り返した金額である。

したがって、みなし売却に係る税金を考慮しなければ、ADADP \$2,650は、売却したとみなされるT資産の税務基礎価額合計\$2,000（資産1 \$200+資産2 \$400+資産3 \$1,400）を超える。Tのみなし売却について純利得が発生するので、損失否認規定（the loss disallowance rule）は適用されない（§1.336-1(b)(1)(i)(B)(2)(ii)）。

みなし売却で売却した資産の損失がみなし売却で売却した利得と相殺され、35%の税率で課税されると仮定すると、みなし売却に係る税金（下記計算式のTax）は次のように計算される。

$$\text{Tax} = 0.35 (\text{ADADP} - \$2,000)$$

$$\text{Tax} = 0.35 \{ (\$2,650 + \text{Tax}) - \$2,000 \}$$

$$0.65\text{Tax} = 0.35 (\$2,650 - \$2,000)$$

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い

$$0.65\text{Tax} = \$ 227.5$$

$$\text{Tax} = \$ 350$$

ゆえに、ADADPは\$3,000(12か月の期間内に処分したT株式のグロスアップ価額\$2,650+みなし売却の税金\$350)である。各資産について実現した金額(amount realized for each asset)はそれぞれの時価に等しい(資産1 \$1,000+資産2 \$800+資産3 \$1,200)。

## 5. 新Tの資産の税務基礎価額の計算—AGUBの計算

### (1) AGUBの計算

AGUBは、新T(基本型の場合)または旧T(自己売却型の場合)が、みなし購入(the deemed purchase)で資産の全部を購入したとみなされる金額である。AGUBは、§1.338-6(残額法をいう。筆者注)により各資産に配分され、購入したとみなされた各資産の価額が決定される(§1.336-4(a))。

AGUBの決定においては、一部の修正を除いて、前述した(I.4.(2))ルールが適用されるので、その金額は次の合計額である(§1.336-4(b))。

- (i) 12か月の処分期間内に処分したT株式のグロスアップ価額
- (ii) 12か月の処分期間外に処分したT株式の税務基礎価額
- (iii) 新Tの債務

なお、上記算式中の用語の意味は下記の通りである。

- (a) 12か月の処分期間内に処分した株式(recently disposed stock) :  
処分日の終了直後に、S、Sの連結グループのメンバー、S法人の株主によって所有されていないT株式で、12か月の処分期間中に、S、Sの連結グループのメンバー、S法人の株主によって処分されたT株式(§1.336-1(b)(17))。
- (b) 12か月の処分期間外に処分した株式(nonrecently disposed stock) :  
処分日に購入者(purchaser)またはその関連者によって、§318(a)

(§ 318(a)(4)を除く。)を適用した後において、T株式の議決権又は価値の10%以上を所有されているT株式で、12か月の処分期間内に処分されたものでない株式 (§ 1.336-1(b)(18))。また、購入者とは、QSDで、T株式を取得または受領する1以上の者をいう (§ 1.336-1(b)(2))。

上記(i)の分配による処分の場合における、取得者が12か月の処分期間内に処分した株式の税務基礎価額は、処分日におけるT株式の時価であるとみなされる (§ 1.336-4(b)(5))。

また、12か月の処分期間内に処分したT株式のグロスアップ価額は、次のように計算する (§ 1.338-5(c), § 1.336-4(b))。

処分日の翌日の開始時における当該株式の税務基礎価額の合計額  
×  $\frac{100\% - 12か月の処分期間外に処分したT株式の割合}{12か月の処分期間内に処分したT株式の割合}$   
+ 12か月の処分期間内に処分したT株式の取得費用で株式の取得費に含まれるもの

## (2) 利得認識の選択

12か月の処分期間外に処分した株式を保有する者は、利得認識の選択 (a gain recognition election) をすることができる。その選択は取り消すことができない。12か月の処分期間外に処分されたT株式の各保有者は、各自の12か月の処分期間内に処分されたT株式と12か月の処分期間外に処分されたT株式とを関連付けて、当該株式の税務基礎価額を決定し、利得を認識する (§ 1.336-4(c)(1))。

この場合、12か月の処分期間外に処分した株式について、80%購入者 (80-percent purchaser) は、利得の認識が強制されるが (§ 1.336-4(c)(2))、それ以外の購入者は、利得の認識は選択である (§ 1.336-4(c)(3))。ここに、80%購入者とは、§ 318(a) (§ 318(a)(4)を除く。)のみなし所有ルールを適用した後において、T株式の議決権又は価値の80%以上を所有す

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱いの購入者をいう (§ 1.336-1(b)(16), § 1.336-4(c)(2))。

すなわち、12か月の処分期間外に処分したT株式に係る利得認識は、§ 338(h)(10)ではPに対して強制適用になっているが、§ 336(e)ではPのうち80%購入者に強制適用となっている。

**【設例7】** (利得認識の選択をしない場合) (§ 1.336-4(d) Ex. 1を要約。)

a) Y1年1月1日現在のT株式の所有状況

株主名	所有株数
S (Seller)	85株
A	8
B	4
C	3
合計	100株

b) 前提

- 1) A, B, Cが所有するT株式の税務基礎価額は1株当たり\$5である。
- 2) Tの債務はない。

c) Sが所有するT株式の売却状況

Sは下記の通りT株式を売却する。

売却日	売却先	売却株数	1株当たりの売却額	売却金額	取得費用 (注1)
Y2年7月1日	A	70株	\$10	\$700	\$25
9月1日	B	5	14	70	10
9月1日	C	5	14	70	10
合計		80株		\$840	\$45

(注1) 取得費用は、T株式の取得価額に含める。

以上の取引について、SとTは共同して§ 336(e)の選択をする。

d) 12か月の処分期間外に処分したT株式についての利得認識

Aは(12か月の処分期間外に処分したT株式について 筆者注) 利得認識の選択をしないものとする<sup>32</sup>。

Y2年9月1日が処分日である (T株式の80%が処分される最初の日

筆者注)。

Aは処分日である9月1日にT株式の10%以上を所有し、Y1年1月1日の所有株式8株はQSDで処分されたものでないので、当該8株は12か月の処分期間外に処分した株式である。

Bの当初の4株とCの当初の3株もQSDで処分されたものではないが、BとCは§318(a)(4)以外の§318(a)を適用しても、処分日においてT株式の議決権又は価値の10%以上を所有していないので、当初から所有しているT株式は、12か月の処分期間外に処分した株式ではない。

e) T株式のグロスアップ価額

- i) 12か月の処分期間内に処分したT株式のグロスアップ価額総計は次のように\$1,011である。

〈ステップ1〉

購入者(A, B, C)が12か月の処分期間内に取得したT株式の取得価額合計(取得費用を除く) = \$840((70株×\$10) + (5株×\$14) + (5株×\$14))

〈ステップ2〉

$$\$840 \times \frac{100 - 8}{80} = \$966$$

〈ステップ3〉

12か月の処分期間内に処分したT株式の価格総計 \$1,011 = \$966 + A, B, Cの取得費用合計 \$45

- ii) 新TのAGUB \$1,051 = \$1,011 + 12か月の処分期間外に処分したT株式の税務基礎価額 \$40 (8株×\$5)

**設例8** (利得認識の選択をする場合) (§1.336-4(d) Ex. 2)

Aが利得認識の選択をすることを除いては、上記設例7と同じである。

Aは処分日であるY2年9月1日に、12か月の処分期間外に処分したT株式の8株をBAで売却したとみなされる。みなし売却直後におけるAの

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い  
 当該株式の税務基礎価額はBAである。AのBAは取得費用を加算する前  
 の12か月の処分期間内に処分したT株式の税務基礎価額と等しくなる。

〈ステップ1〉<sup>33</sup>

$$\begin{aligned}
 & A \text{ の当該株式の BA } \$ 80 = \$ 700 (70 \text{株} \times \$ 10) \\
 & \quad \times \frac{92(100 - 8)}{70 (A \text{ の } 12 \text{か月の処分期間内に処分した T 株式の処分割合}} \\
 & \quad \times \frac{8 (A \text{ の } 12 \text{か月の処分期間外に処分した T 株式の処分割合}}{92 (100 - 8 (分子の割合))}
 \end{aligned}$$

〈ステップ2〉

Aが認識する利得 \$40 = BA \$80 - 利得認識を選択する前の12か月の  
 処分期間外に処分したT株式の税務基礎価額 \$40

〈ステップ3〉

新TのAGUB \$1,091 = 12か月の処分期間内に処分したすべてのT株  
 式のグロアップ価額 \$1,011 + 12か月の処分期間外に処分したT株式  
 の税務基礎価額 \$80

したがって、12か月の処分期間外に処分したT株式がある場合には、  
 AGUBはADADPと相違するので、その計算は慎重に検討されねばなら  
 ない<sup>34</sup>。

## 6. QSDがT株式の分配である場合の損失の控除制限

基本型と自己売却型のいずれにおいても、旧Tはみなし資産処分によ  
 り実現したすべての利得を認識する。しかし、QSDがT株式の分配で  
 ある場合には、損失の控除制限がある。すなわち、みなし資産処分  
 により実現した旧Tの損失は、当該損失がみなし資産処分により実現した  
 旧Tの利得を超えない場合にのみ認識される。みなし資産処分による旧  
 Tの損失が旧Tの利得を超える場合（すなわち、旧Tに純損失が発生す  
 る場合）には、T株式の分配に係る旧Tの純損失の部分は控除できない

( § 1.336-2(b)(1)(i)(B)(2) )。

**設例 9** (純損失の控除制限)<sup>35</sup>

S は、T 株式の全部を所有している。T には 2 つの資産がある。資産 1 の税務基礎価額は \$ 70、時価 \$ 90 である (すなわち、含み益 \$ 20)。資産 2 の税務基礎価額は \$ 80、時価 \$ 10 である (すなわち、含み損 \$ 70)。S は、 § 355 の要件を満たさない取引で一般株主 (public shareholders) にその T 株式の全部を分配し、 § 336(e) の選択をする。

この分配は、処分であり、かつ QSD である。 § 336(e) の選択により、T はその資産の全部を売却したものとみなされる。T は資産 1 のみなし売却について \$ 20 の利得を認識する。しかし、損失の控除制限により、T は、資産 2 のみなし売却について \$ 70 の損失のうち \$ 20 だけを認識する。結局、T は、利得・損失を認識せず、 \$ 50 の純損失は否認される。

なお、T 株式の処分が、T 株式の売却・交換と分配の両方からなるときは、損失の控除制限の規定は分配に係るみなし資産売却に係る部分のみに適用がある (すなわち、T 株式の分配に係る損失のみが控除制限を受ける。)。T 株式の分配に係る損失で控除を制限される金額は次の算式 (損失の控除制限割合 (disallowed loss fraction)) で計算する ( § 1.336-2(b)(1)(i)(B)(2)(iii)、 § 1.336-2(b)(2)(i)(B)(2)(iii) )。

$$\text{みなし資産処分により実現した純損失} \times \frac{A}{A+B}$$

(注) A : 12 か月の処分期間内に分配されたすべての T 株式の価値。

これには QSD に該当するものだけでなく、関連者に対する分配等 QSD に該当しないものも含む。

B : QSD に該当する売却及び交換により、S が処分したすべての T 株式の価値

また、控除できない損失の各資産への配分は、みなし資産処分により実現したすべての資産の損失の合計額に対する個々の資産の損失の割合 (損

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い（失配割合 (loss allocation fraction)）で行う（§ 1.336-2(b)(1)(i)(B)(2)(iii), § 1.336-2(b)(2)(i)(B)(2)(iii)）。

この損失の控除制限の取扱いは、§ 336(e) に特有のものであり、§ 338(h)(10) にはない。

**設例10**（損失否認額の配分）<sup>36</sup>

S は T 株式の 100% を所有している。S はただ一人の株主 A に対して、T 株式の 90% を \$ 540 で売却し、同日に、10% を分配する。分配日に T は 3 つの資産を所有している。資産 1 は税務基礎価額 \$ 100、時価 \$ 200、資産 2 は税務基礎価額 \$ 300、時価 \$ 100、資産 3 は税務基礎価額 \$ 400、時価 \$ 300 である。

S は T について QSD を行ったことになる。旧 T はその資産を \$ 600 で売却したものとみなされ（\$ 540/0.9）、\$ 200 の純損失を認識する。T 株式の分配は（A が関連者であるため）QSD に該当しないが、損失否認規定が適用される。損失の控除制限割合は、 $A/(A+B)$  である。A は 12 か月の処分期間内に分配された株式の価値、B は 12 か月の処分期間内に QSD で売却、交換された株式の価値である。

したがって、損失の控除制限割合は 10%（ $\$ 60/(\$ 60 + \$ 540)$ ）になる。それゆえ、みなし資産処分による T の純損失 \$ 200 の 10% が永久に否認される。\$ 20 の損失否認額は、損失配分割合に基づいて、比例的に資産 2 と資産 3 に割り当てられる。すなわち、資産 2 については \$ 200 のうちの \$ 13.33（ $\$ 20 \times \$ 200 / \$ 300$ ）が否認され、資産 3 については \$ 100 のうちの \$ 6.67（ $\$ 20 \times \$ 100 / \$ 300$ ）が否認される。

## 7. 防衛的な § 336(e) の選択

納税者は、取引に際して防衛的な § 336(e) の選択 (protective § 336(e) election) をすることができる。この選択は、取引が QSD に該当しないときは無効であるが、そうでなければ拘束力があり取り消すことはできな

い (§ 1.336-2(j))。

このような防衛的な選択は、非課税の § 355 の分配に該当すると思われる取引に特に効果がある。なぜなら、当該分配が、株主段階と法人段階の双方または § 355(d) か § 355(e) の規定の適用により法人段階のみで課税されることになった場合でも、T資産の税務基礎価額を引き上げることができ、課税されることによる不利益を最小限にすることができるからである<sup>37</sup>。現在、内国歳入庁 (Internal Revenue Service) は、実行しようとする取引に § 355 の非課税規定の適用があるかどうかの納税者からの個別的な質問に対しては、原則として、文書回答 (letter ruling の発行) をしていない (Rev. Proc. 2013-32, Internal Revenue Bulletin No. 2013-28, July 8, 2013 p. 55)。そのため、§ 355 の非課税取引に該当するかどうか明らかでないときは、この防衛的な § 336(e) の選択は極めて有効である<sup>38</sup>。

また、P が QSP に該当するものとして § 338(h)(10) を選択した場合に、その購入が QSP に該当せず (たとえば、法人の購入者が法人以外の者にその後処分する等の理由で)、§ 338(h)(10) の選択が無効になった時にも、§ 336(e) の選択は有効である<sup>39</sup>。それが QSD の要件を満たす限り、§ 336(e) が適用されるので株主段階での課税を回避できるからである。

## おわりに

§ 338(h)(10) の選択は S による T 株式の売却を T 資産の譲渡とみなすことにより、法人段階の 1 段階課税で T 資産の税務基礎価額の引上げを認めるものである。また、§ 336(e) の選択は、S による T 株式の処分を T 資産の処分として扱うことにより、法人段階での 1 段階課税で T 資産の税務基礎価額の引上げを認めるものである。すなわち、両規定は、親会社 S が子会社 T の株式を売却ないし処分する場合、税務上は S による T 株式の売

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い、処分がなかったものとして取り扱い、Tがその資産を譲渡したものとみなすことにより、Tの譲渡益課税のみにとどめるものである。そのため、これらの規定は、Sが所有するT株式の税務基礎価額がT資産の純資産価額の税務基礎価額よりはるかに低い場合にその適用の効果がある<sup>40</sup>。なぜなら、T株式の譲渡益に代えて、T資産の譲渡益を認識した方が、当事者の認識すべき譲渡益の額は少なくなるからである。

§ 338(h)(10)の選択と§ 336(e)の選択のいずれの要件も満たす取引は、§ 338(h)(10)の選択を§ 336(e)の選択に優先して適用する。そのため、§ 336(e)を規定は、次のような理由で§ 338(h)(10)が適用されない場合に適用がある。

- ① Pが単一の法人ではなく、法人、個人、パートナーシップ等の複数の者である。
- ② T株式の売却だけではその議決権と価値の80%以上のQSPの要件を満たさないが、同時に行われた分配を合算するとT株式の議決権と価値の80%以上のQSDの要件を満たす。
- ③ SによるT株式の処分が売却取引ではなく、分配取引である。

このように、§ 338(h)(10)のQSPより、§ 336(e)のQSDの方が適用対象となる取引の範囲は広い。さらに防衛的な§ 336(e)の選択も認められるので、企業買収におけるタックスプランニングの選択肢が広がった。企業買収を課税取引による株式取得として構築するとき、株主段階と法人段階の2段階課税を回避するため、これまでの§ 338(h)(10)の選択に加え、§ 336(e)の選択についても十分な検討が必要となる。

(2014年11月7日脱稿)

#### 注

- 1 本稿タイトルのアメリカ連邦所得税とは主として内国歳入法のサブチャプターC (Subchapter C)の規定をいう。
- 2 § 332(a)は、決権権及び価値の80%以上の株式 (§ 332(b)(1))を所有する

子会社から、完全清算で資産の分配を受ける親会社は、資産の受領について利得・損失を認識しないと規定する。また、§ 337は、§ 332が適用される完全清算で、議決権及び価値の80%以上の株式を所有する親会社（§ 337(c)）に資産を分配する子会社は、その分配について利得・損失を認識しないと規定する。

- 3 John Geracimos and Rebecca Holtje, *Treating a Stock Sale as an Asset Sale for Tax Purposes: Old and New Tools*, *Corporate Taxation*, March/April 2014, p. 4
- 4 Robert Willens, *Another Way to Achieve A Basis Step-Up*, *Tax Notes*, June 17 2013, p. 1439
- 5 Jasper L. Cummings, Jr., *Final Regulations on Qualified Stock Dispositions*, *Tax Notes*, August 19 2013, p. 821
- 6 この選択を§ 338(g)の選択、ないしは通常の (regular) § 338の選択という。本稿で使用する§ 338の選択とは、この§ 338(g)の選択ないし通常の§ 338の選択のことである。§ 338(h)(10)の選択及び§ 336(e)の選択とは区別される。
- 7 Howard E. Abrams, Richard L. Doernberg and Don A. Leatherman, *Federal Corporate Taxation*, Seventh Edition, Foundation Press, p. 243
- 8 Boris I. Bittker & James S. Eustice, *Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders*, Seventh Edition, and 2014 Cumulative Supplement No. 2, Thomson Reuters, 2014, ¶ 10.41[4] pp. 10-106
- 9 John Geracimos and Rebecca Holtje, *op. cit.*, p. 7参照。
- 10 取得期間が開始する前に購入したものや、取得期間内に取得したが購入による取得ではないものが取得期間外に購入した株式に該当する。Howard E. Abrams, Richard L. Doernberg and Don A. Leatherman, *op. cit.*, 2013, p. 239, note 16
- 11 *Ibid.*, p. 238
- 12 *Ibid.*, pp. 238-239本文及び note 15
- 13 旧Tの租税債務の負担は、原則としてPに帰するので、その金額はADSPとAGUBの双方の計算に含まれる。Karen C. Burke, *Federal Income Taxation of Corporations and Stockholders*, Seventh Edition, West Academic Publishing, 2014, p. 267
- 14 Howard E. Abrams, Richard L. Doernberg and Don A. Leatherman, *op. cit.*, pp. 239-240本文及び notes 18 & 19
- 15 § 338の選択の場合には、取得期間外に購入した株式に係る利得認識の選択

アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い

は任意である (§ 338(b)(3))。

16 Howard E. Abrams, Richard L. Doernberg and Don A. Leatherman, pp. 240-241本文及び notes 20 & 21

17 計算ステップ1と2を一緒にして整理すると,  $BA \$ 36,000 = \$ 360,000 \times \frac{8}{80}$  であり,  $BA \$ 36,000 = 12$ か月の取得期間内に購入したT株式の1株当たりグロスアップ価額 ( $\$ 4,500 \times 8$ 株) に等しい。すなわち, 1株当たりのBAは12か月の取得期間内に購入したT株式のグロスアップ価額と一致する。

18 当該株式の全部とは, 株式の議決権及び価値の80%の支配 (80% control amount only) をいうと解される。Jasper L. Cummings, Jr., op. cit., p. 810

19 Boris I. Bittker & James S. Eustice, op. cit., ¶ 10.42[6][c] S10-25

20 Kevin M. Keyes, Final Regulations Under Section 336 (e) Mitigate GU Repeal but a Few Glitches Remain, January 2014, Journal of Taxation, p. 11

21 Karen C. Burke, op. cit., p. 271

22 § 336(e)の取引を基本型と自己売却型の名称で区分するものに次の文献がある。Kevin M. Keyes, op. cit., p. 14 & p. 19, John Geracimos and Rebecca Holtje, op. cit., p. 11 & p. 12

23 § 355(d)(2)は, § 355(d)(1)の適用により, T株式の分配についてSに利得が認識される不適格な分配 (disqualified distribution) を定義する。§ 355(e)(2)は, § 355(e)(1)の適用により, T株式の分配についてSに利得が認識される分配 (distribution) を定義する。

24 John Geracimos and Rebecca Holtje, op. cit., p. 11

25 Jasper L. Cummings, Jr., op. cit., p. 818

26 John Geracimos and Rebecca Holtje, op. cit., p. 12

27 Karen C. Burke, op. cit., p. 372

28 Ibid., p. 373

29 Ibid., p. 378参照。

30 John Geracimos and Rebecca Holtje, op. cit., p. 13

31 Don Leatherman, A Survey of the Section 336 (e) Regulations (June 17, 2013), Louis S. Freeman et al., Tax Strategies for Corporate Acquisitions, Dispositions, Spin-Offs, Joint Ventures, Financings, Reorganizations & Restructurings 2013, Practising Law Institute, 2013, pp. 2-804-2-805

32 AはT株式の議決権又は価値の78%を所有するにすぎず, 80%以上を所有していないので80%購入者に該当しない。したがって, 利得の認識を強制されない。

33 この算式を整理すると,  $BA \$ 80 = \$ 700 \times \frac{8}{70}$  であり,  $BA \$ 80 = 12$ か月の

処分期間内に処分したT株式の1株当たりグロスアップ価額（\$10×8株）に等しい。すなわち、1株当たりのBAは12か月の処分期間内に処分したT株式のグロスアップ価額と一致する。これは§338(h)(10)におけるBAの計算結果と同じである。

34 Jasper L. Cummings, Jr., op. cit., p. 819

35 John Geracimos and Rebecca Holtje, op. cit., p. 13

36 Kevin M. Keyes, op. cit., p. 22

37 Ibid., p. 17

38 Martin D. Ginsburg, Jack S. Levin and Donald E. Rocap, *Mergers, Acquisitions, and Buyouts*, March 2014 Edition, Wolters Kluwer Law & Business, 2014, ¶ 209.1 pp. 2-260-2-261, および p. 2-261, note 14参照。

39 Ibid., ¶ 209.1 p. 2-261

40 Karen C. Burke, op. cit., p. 274